

地域集会施設の活用に関する実施計画(案)について

～目次～

- 1 「地域集会施設の活用に関する実施計画」とは
- 2 「地域集会施設の活用に関する実施計画」の概要

～地域集会施設の活用に関する実施計画(案)に係る市民参加手続～

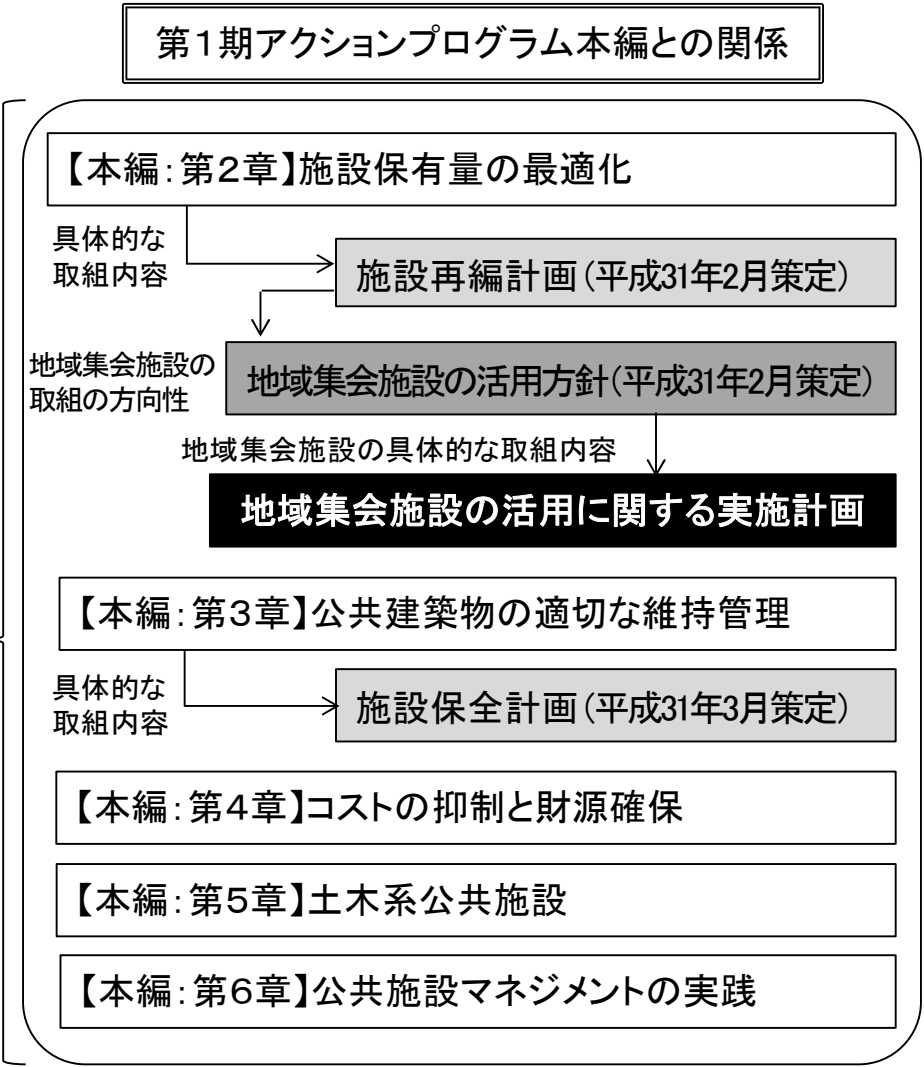
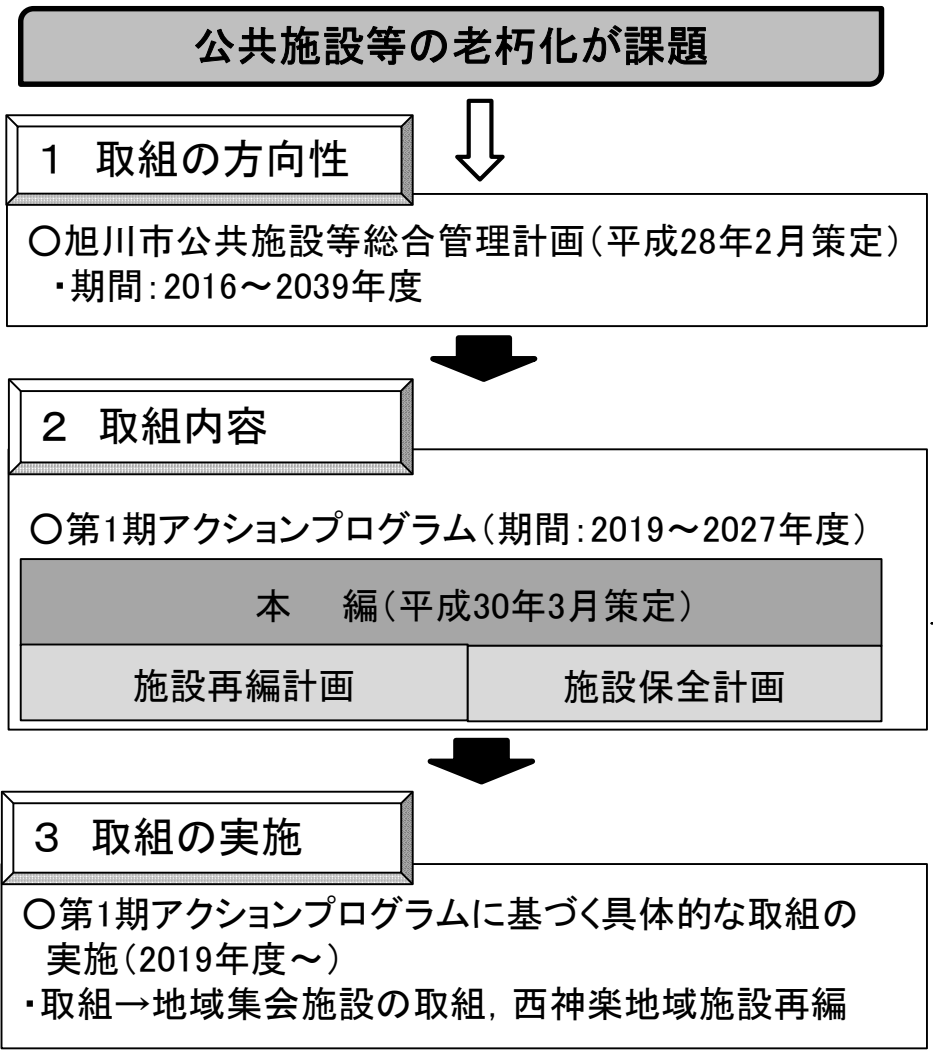
- ① 意見提出手続(平成31年4月24日から令和元年6月14日まで)
意見提出数:9人, 13件
- ② 市民説明会(令和元年5月7日から6月6日まで)
開催回数:26回 参加人数:356人 意見・質問件数:132件
- ③ 旭川市行財政改革推進委員会における調査審議予定
1回目:令和元年7月19日 2回目:令和元年7月26日

※実施計画策定予定時期:令和元年8月中旬

※令和元年第3回定例会に各地域集会施設の条例改正議案を提案予定

1 「地域集会施設の活用に関する実施計画」とは

「地域集会施設の活用に関する実施計画」は、「旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画(平成31年2月策定)」のうち、地域集会施設についての取組の方向性と主な検討事項と考え方をまとめた「地域集会施設の活用方針(平成31年2月策定)」に基づくもので、全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備を目指し、具体的な取組内容を整理するものです。



2 「地域集会施設の活用に関する実施計画」の概要

旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画(期間:2019~2027年度)
(総合管理計画の4つの基本方針のうち、「施設保有量の最適化」について、取組内容を整理した計画)



公共建築物のうち、**地域集会施設**に関する取組



地域集会施設(計34施設)

「施設再編計画」では、地域集会施設について、これまでの目的ごとの整備・運用から、複数の機能・事業を提供できる施設として活用するための検討を進めると整理。

・ 住民センター	4 施設
・ 地区センター	8 施設
・ 公民館	14 施設
・ 農村地域センター	5 施設
・ 地域活動センター	2 施設
・ 地区体育センター	1 施設



地域集会施設の活用方針(平成31年2月策定)

- 取組の方向性
- 主な検討事項と考え方
(利用者負担, 減免, 運営, 公民館の位置付け及び生涯学習活動の場の確保)

地域集会施設の活用に関する実施計画(期間:2019~2024年度)

第1章 実施計画の概要
実施計画において具体的な取組内容を整理する上で必要な事項。
○地域集会施設の機能及び事業
○公民館の位置付け及び生涯学習活動の場の確保 ○進め方

第2章 施設の効率的な活用に向けた取組
施設の効率的な活用に向けた取組の考え方を示すもので、令和2(2020)年度からの適用に向けて、利用者負担額の見直しに関する取組も記載。

第3章 生涯学習の振興
公民館として、専用の施設を持たない場合も含めて、生涯学習の振興に関する取組の整理。